○野辺地町業者指名審査会規程

平成十六年九月十五日

訓令甲第二十四号

改正　平成一七年三月三一日訓令甲第一二号

平成一九年三月三〇日訓令甲第二号

平成一九年八月三一日訓令甲第七号

平成二〇年三月三一日訓令甲第三号

平成二五年三月二九日訓令甲第三号

平成二九年一月一○日訓令甲第三号

　令和元年一○月三一日訓令甲第十号

令和三年三月一八日訓令甲第三号

（趣旨）

第一条　この訓令は、野辺地町業者指名審査会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条　野辺地町が発注する工事等及び物品購入等の競争入札に参加しようとする業者の資格及び選定について審査するため、野辺地町業者指名審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（平二九訓令甲三・一部改正）

（定義）

第三条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　工事　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。

二　工事関係委託　測量、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務をいう。

三　工事等　第一号から前号に掲げるものをいう。

四　物品購入　物品の購入、製造、修繕、改造及び印刷製本費に係るものをいう。

五　物品売払　物品の売払いに係るものをいう。

六　役務の提供　賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両等の整備、調査・研究及びその他のサービスの提供に係るものをいう。

七　物品購入等　第四号から前号に掲げるものをいう。

八　業者　工事等の請負又は物品購入等を業として営む者（これらのもので構成する共同企業体を含む。）をいう。

（平二九訓令甲三・一部改正）

（組織）

第四条　審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

会長　副町長

副会長　総務課長

委員　財政課長　建設水道課長　農林水産課長　学校教育課長

２　会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（平一七訓令甲一二・平一九訓令甲二・平二〇訓令甲三・平二五訓令甲三・令和元訓令甲十　令和三訓令甲三　一部改正）

（業務）

第五条　審査会は、次の各号に掲げる業務を行う。

一　競争入札に参加させる業者の資格審査及び選定に関すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア　予定価格が野辺地町財務規則（平成二十六年野辺地町規則第五号）第百二十六条第一項に規定する金額以下のとき。ただし、金額にかかわらず、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

イ　国又は地方公共団体が出資する営利を目的としない公共団体又は文化、産業、医療等の公共的な活動を営む団体等を相手方として、競争性がなく随意契約理由が明らかな契約をするとき。

ウ　緊急を要する工事等のとき。

二　野辺地町建設業者等指名停止要領（平成十六年野辺地町訓令甲第二十七号）に定める業務

三　野辺地町談合情報対応マニュアル（平成十九年野辺地町訓令甲第七号）に定める業務

四　その他会長が必要と認めたこと。

（平一九訓令甲七・平二九訓令甲三・一部改正）

（会議）

第六条　審査会は、必要に応じ会長が招集する。

２　審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　緊急を要する場合には、回議をもって審査会の開催に代えることができる。

４　会長は、必要に応じて、審査会に関係職員を出席させることができる。

５　審査会は、非公開とする。

（付議）

第七条　財政課長は、審査会に付議すべき事項があるときは、文書をもって付議するものとする。

（平二五訓令甲三・一部改正）

（秘密の保持）

第八条　審査会で知り得た秘密に係る事項は、何人も、これを他に漏らしてはならない。

（事務局）

第九条　審査会に関する事務は、財政課において処理する。

（平二五訓令甲三・一部改正）

（委任）

第十条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成十六年十二月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月三一日訓令甲第一二号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年三月三〇日訓令甲第二号）

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年八月三一日訓令甲第七号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成十九年九月一日から施行する。

附　則（平成二〇年三月三一日訓令甲第三号）

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年三月二九日訓令甲第三号）

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成二九年一月一〇日訓令甲第三号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成二十八年十二月二十二日から適用する。

　この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。

附　則（令和元年一〇月三一日訓令甲第十号）

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和三年三月一八日訓令甲第三号）